

エル・イー・ディー・ランプのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

平成25年11月1日経済産業省告示第235号（制定）

平成25年12月27日経済産業省告示第269号（一部）

平成29年3月28日経済産業省告示第54号（一部）

1 判断の基準

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第15条第28号に掲げるエル・イー・ディー・ランプ（以下「LEDランプ」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成29年4月1日に始まり平成30年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するLEDランプのエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区分		基準エネルギー消費効率
区分名	光源色	
1	昼光色・昼白色・白色	110.0
2	温白色・電球色	98.6

2 表示事項等

2-1 表示事項

LEDランプのエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ 品名及び形名

ロ 区分名

ハ 全光束

ニ 消費電力

ホ エネルギー消費効率

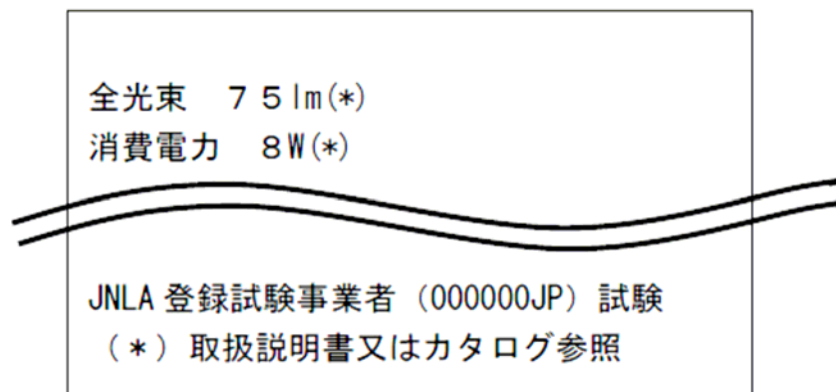
ヘ 光源色

ト 製造事業者等の氏名又は名称

チ JNLA登録試験事業者（※1）がハ及びニを測定したこと（※2）

（※1）JNLA登録試験事業者とは、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第57条第1項又は第65条第1項の規定に基づき登録を受けた者をいう。

（※2）本項目をパッケージに表示する際は、以下のとおりとすること（数値は一例）。



・全光束及び消費電力の横に「(\*)」を表示

・「000000JP」：測定した登録試験事業者の登録番号

・取扱説明書及びカタログの書きぶり（例）

「これらの定格値はJNLA登録試験事業者による試験結果に基づき、弊社の責任で

表示したものである。」

リ 製造年月又はロット番号

## 2-2 遵守事項

- (1) 2-1のハに掲げる全光束は、3-1に規定する方法により測定した数値をルーメン単位で表示すること。
- (2) 2-1のニに掲げる消費電力は、3-2に規定する方法により測定した数値をワット単位で表示すること。
- (3) 2-1のホに掲げるエネルギー消費効率、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第5下欄に掲げる数値をルーメン毎ワット単位で小数点以下1桁まで表示すること。
- (4) 2-1のヘに掲げる光源色は、日本工業規格（以下「J I S」という。）Z9112(2012)「蛍光灯・LEDの光源色及び演色性による区分」に基づき表示すること。
- (5) 2-1に掲げる表示事項の表示は、以下のとおり記載すること。
  - 2-1イ～ニ及びチに掲げる表示事項の表示は、パッケージに記載して行うこと。
  - 2-1イ～ニ及びチに掲げる表示事項の表示は、取扱説明書、カタログ又は機器の選定にあたり製造事業者等により提示される資料に記載して行うこと。
  - 2-1ホ、ヘ及びトに掲げる表示事項の表示は、カタログ又は機器の選定にあたり製造事業者等により提示される資料に記載して行うこと。
  - 2-1リに掲げる表示事項の表示は、本体に記載して行うこと。

## 3 エネルギー消費効率の測定方法

1のエネルギー消費効率は、3-1に規定する方法により測定した全光束をルーメンで表した数値を、3-2に規定する方法により測定した消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値とする。

### 3-1 全光束の測定方法

LEDランプの全光束は、J I S C7801(2012)「一般照明用光源の測光方法」に規定する方法により行うものとする。

### 3-2 消費電力の測定方法

LEDランプの消費電力は、J I S C8157(2011)「一般照明用電球形LEDランプ（電源電圧50V超）－性能要求事項」に規定する方法により行うものとする。

## 附 則

- 1 この告示は、平成二十五年十一月一日から施行する。ただし、2の規定は、平成二十六年十一月一日から施行する。
- 2 2の規定は、この告示の施行前に製造又は輸入されたLEDランプについては、適用しない。